

東部方面斎場（仮称）整備事業の検討状況について（中間報告）

健康福祉・医療委員会資料
令和元年 12 月 13 日
健康福祉局

<中間報告のポイント>

1 計画地の一部形状変更について

東部方面斎場（仮称）は、市有地（鶴見区大黒町）で整備する計画でしたが、次の理由により計画地の形状を一部変更します。

- (1) 斎場利用者の安全性・利便性の向上を図るため、「隣接する貨物線の跡地」と「隣接企業の駐車場」を斎場計画地に取り込み、斎場へのアクセスルートを複数確保します。
- (2) 周辺交通への影響を軽減（路上駐車防止対策）するため、貨物線の跡地を活用します。

2 整備の基本的な考え方について

斎場の設計にあたっては、「機能的な施設計画」「厳肅性・静寂性の確保」「環境への配慮」「災害対策」「維持・管理への配慮」の5つを基本的な考え方とします。

3 整備について

(1) 整備の基本的な考え方

ア 機能的な施設計画

葬送行為の流れや施設内の各機能のつながりを踏まえ、高齢者、障害者、乳幼児連れ利用者を含む全ての利用者が安全かつ円滑に利用することができ、斎場全体の動線の効率化を考慮した施設計画とします。

イ 厳肅性・静寂性の確保

周囲の喧騒を遮断するよう建物配置を工夫し、静粛な空間の創出を図ります。また、葬送行為の個性性を高めるため火葬炉前の空間を一つ一つ独立させる等、故人との最後のお別れの場として厳肅かつ静寂な空間とします。

ウ 環境への配慮

排ガス、臭気、騒音、振動等について適切な環境保全基準を満たすため、最新技術を採用した火葬炉設備の導入を図ります。計画地周辺の土地利用計画を踏まえた緑化や、再生可能エネルギーの利用や設備システムの効率化等による環境への負荷低減を図ります。

エ 災害対策

計画地は、横浜市地震被害想定調査による津波浸水想定において 1.0m以上 2.0m未満の浸水が想定されています。そこで、津波発生時には、斎場利用者のほか計画地周辺の方々の津波避難施設として活用できるように、斎場外部から屋上へアクセス可能な外部階段を設けます。また、災害時も火葬機能を維持できるように、火葬炉、受変電設備、非常用発電設備等については、想定される浸水深以上である建物の2階以上に設置する等の措置を講じます。

オ 維持・管理への配慮

年間を通じて稼働するため、日常の運営、維持・管理がしやすい施設計画とします。火葬炉をはじめとする設備機器のメンテナンスや更新に際し、施設の稼働を止めることなく対応できるように、各設備計画や管理動線に配慮します。

(2) 主な機能の整備方針

ア 火葬部門（火葬機能・待合機能）

火葬炉前の告別、収骨を行うスペースは、個性性の高い空間とするため、1炉に対して1室整備します。また、ご遺体を一時的にお預かりする霊安室は、約10体を安置できるものとし、面会所も設置します。火葬の間、ご遺族・会葬者が休憩する場所として、40人が利用できる待合室を1炉に対して1室整備します。あわせて、待合ロビーや売店・喫茶機能のほか、乳幼児連れ利用者に配慮し、授乳室やキッズスペース等を設けます。

イ 葬祭部門

通夜・告別式等を執り行う葬儀式場は、葬儀の小規模化傾向を踏まえ、約50人用の規模で2～3室整備します。なお、多様な規模の葬儀に対応するため、2室をあわせて一体的に使用することも可能とします。

ウ 駐車場等

十分な台数として150台以上の駐車場を確保するとともに、敷地内にタクシー乗り場を整備します。火葬部門の車寄せは火葬炉のある2階に設け、複数車両が同時に停車できるよう、十分なスペースを整備し、安全性を確保します。

4 今後のスケジュール（予定）

令和元年度	1月～説明会（①計画地の一部形状変更、②整備の基本的な考え方）開催 横浜市公共事業評価委員会
令和2～4年度	設計者選定手続き、基本設計、実施設計、土木工事
令和5～7年度	建築工事、火葬炉設備工事等
令和7年度	供用開始

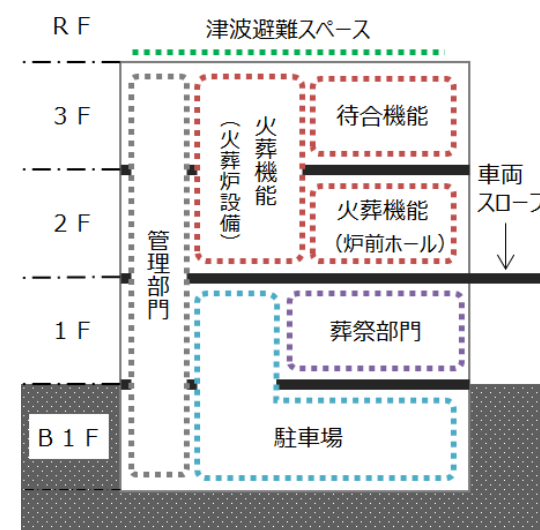


図 断面イメージ

1 整備概要

所 在	鶴見区大黒町 18-18 ほか	面 積	約 11,000 m ²
用 途 地 域	工業専用地域	建 蔽 率 / 容 積 率	60%（緩和適用により 70%） / 200%
臨 港 地 区	横浜港臨港地区	現 況	鶴見区スポーツ広場（暫定利用中）ほか
整 備 費	約 180 億（用地費含む）		
整備諸室等（想定）			
規 模	延床面積 約 20,000 m ² 地上 3 階地下 1 階		
火 葬 炉 設 備	16 炉（内予備 1 炉） 1 炉に対し 1 排気系統		
炉 前 ホ ー ル	16 室（告別、収骨室兼ねる）	霊 安 室	約 10 体を安置 面会所も設置
待 合 機 能	待合室 16 室（40 人用）、待合ロビー、売店・喫茶、キッズスペース		
葬 儀 式 場	2～3 室（約 50 席）	駐 車 場	150 台以上

2 計画地の一部形状変更 ※別添、参考資料をご参照下さい。

本市の将来を見据えた長期的な視点に立った斎場整備を進めるため、次の理由から、「隣接する貨物線の跡地」を環境創造局から健康福祉局に所管換するとともに、「隣接する貨物線の跡地と斎場用地の間にある「隣接企業の駐車場」を土地等価交換により取得します。

(1) 斎場利用者の安全性・利便性の向上

変更前は、斎場へのアクセスルートは一方のみ（青色矢印）でしたが、変更後は、二方向（青色矢印）を設けることができます。

これにより、斎場利用車両の分散化を図ることで東側道路を通行する大型車両との交錯が減り、より一層、安全性が向上するとともに、斎場利用者の利便性も向上します。

(2) 周辺交通への影響軽減

斎場敷地内の駐車場は、十分な台数を確保しますが、大規模な葬儀が行われ、万一、会葬者による駐車待ちや路上駐車が発生すると、周辺交通へ大きな影響を与える恐れがあります。

そこで、環境創造局が緑道として整備する予定であった貨物線の跡地を健康福祉局に所管換し、斎場利用者の駐車場を設けることで、周辺交通に与える影響を軽減します。

なお、所管換を受けた土地については、斎場と一体的となる緑地として、既存公園との連続性を考慮した整備を行います。

東部方面斎場（仮称）計画地の一部形状変更のイメージ



《所管換の概要》 環境創造局が緑道として整備する予定であった「貨物線の跡地」を健康福祉局に所管換し、「斎場用地」とします。

《土地交換の概要》 市有地（①の一部 + ②）を民有地（③ + ④）と等価交換します。



所管換の範囲は調整中です。